

仕様書（案）

1 件名

令和8年度新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定等業務委託

2 目的

本事業は、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる区内企業の認定を行うことで、企業の就業環境の整備を促進するとともに、取組みを支援するための専門知識を有する者の派遣、情報発信や情報交換の場の提供のためのセミナーや勉強会を開催することで、区内企業の働きやすい職場づくりを推進し、区民等が柔軟で多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和がとれた社会づくりを推進していくことを目的として実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

新宿区（以下、甲とする。）の指定する場所

5 委託業務内容

（1）ワーク・ライフ・バランス推進企業認定

ア 対象企業

当該認定制度で対象とする企業は、区内に本店、支店若しくは営業所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものをして有し、別表第1（新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱に定める別表第1）のいずれかに該当する業種等を除いた事業者とする。

イ 認定の種類

取組みを推進している企業を「推進企業」、今後推進しようとする企業を「推進宣言企業」として認定する。

また、既に「推進宣言企業」として認定している企業について、取組みが進み「推進企業」に認定できる状況にある企業は、推進企業として再認定することができる（以下「ステップアップ企業」という。）。

ウ ヒアリング調査の実施

認定にあたって、受託事業者（以下、乙とする。）は、新規申し込み企業等（ステップアップ企業含む）に出向き、就業規則等の関係書類の確認や聞き取り確認（ヒアリング調査）を実施し、企業の取組み状況を確認すること。

（ア）実施方法

乙は、甲から送付された以下の資料に基づき、概ね1カ月以内にヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング調査は1企業につき1回程度実施すること。

- ・「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業派遣依頼書」
- ・「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書」
- ・「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定実績調査票」
- ・企業のパンフレット等その他ヒアリングに必要な資料

(イ) 実施報告

乙は、ヒアリング調査実施後、速やかに「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定派遣報告書」により甲へ報告を行うこと。

(ウ) 審査会での説明

乙は、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会」に出席し、ヒアリング調査で確認した事項を、当該審査会の委員の求めに応じ、説明を行うこと。なお、審査会は原則として年4回程度行うこととする。

エ 企業表彰に伴うヒアリング調査等の実施

認定企業のうち、特に取組みが進んでいる企業を表彰するものとし、乙は甲の指定した企業に対し、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰評価表」に基づき、書類確認や聞き取り調査の実施、甲への報告、審査会での説明等、表彰企業選定に関して必要な事項を実施すること。なお、評価表は甲乙協議の上別途定める。

オ 専門知識を有する者の助言の実施

乙は、推進企業認定制度に申請があった事業者のうち、希望するものに対して、ワーク・ライフ・バランスの取組みを支援するための専門知識を有する者の助言を実施すること。

(ア) 実施方法

乙は、甲から送付された「新宿区ワーク・ライフ・バランス派遣依頼書」により、概ね1カ月以内に申請企業に対して社会保険労務士等の資格及び専門知識を有する者を派遣する。

(イ) 専門知識を有する者の助言の内容

- ・就業規則の作成支援や見直しに関するアドバイス
- ・社内アンケートなど企業の現状把握のための支援
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する社員向け研修の実施

以上のはか、派遣先企業の要望・課題に合わせて、適切な内容で実施すること。

(ウ) 実施回数

1企業につき5回以内とし、企業の状況に応じて実施するものとする。

(エ) 実施報告

乙は、専門知識を有する者の助言実施後、速やかに「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業派遣報告書」により甲へ報告を行うこと。

(オ) 派遣引継書の提出

乙は、専門知識を有する者の派遣が同一年度内に完了しなかった場合、経過と方針、今後の予定について「派遣引継書」により、甲及び次年度の事業者へ事業に支障が出ないように引継ぎをしなければならない。

ただし、次年度の事業者選定が行われ、引き続き乙が受託することになると見込まれ

る場合はこの限りでない。

(2) 推進企業認定制度の普及・啓発

乙は、乙の持つ独自のネットワークや効果的な媒体を活用し、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」及び「新宿区中小企業の育児・介護支援奨励金」の周知等、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する普及・啓発を行い、認定企業数の増加及び専門知識を有する者の派遣の増加に向けた取組みを毎月行うこと。

ア 取組内容（事例を記載。提案内容により契約時に修正する。）

（ア）区内企業へのアプローチ及び周知（企業訪問時の案内、メール送付等）

（イ）他機関との連携による企業への周知（金融機関等）

（ウ）そのほか効果的な媒体を活用した周知

イ 事業計画の提出

乙は普及・啓発に関する取組みについて、本契約締結後速やかに計画書を提出し、甲の承認を得ること。

ウ 実施報告

乙は、毎月の普及・啓発業務完了後、速やかに「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度普及・啓発活動報告書」により甲へ報告を行うこと。

(3) セミナー、勉強会の開催

乙は、区内事業者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に関するセミナー及び勉強会を開催すること。なお、開催内容や実施方法・時期については、甲と協議の上決定すること。

ア 開催回数等

セミナー及び勉強会はそれぞれ3回の開催とする。また勉強会は連続開催とする等、企業間の自主的な情報共有やネットワーク構築につながるような開催方法とすること。

イ 実施方法

セミナー及び勉強会は対面式またはオンラインで実施することとし、以下のいずれかの方法を用いて、内容に応じてそれぞれ最も効果的な方法で実施すること。なお、カメラやWeb会議ツール等、セミナー及び勉強会の実施に必要な機材等は乙が用意すること。

（ア）対面式

乙はセミナーの運営・進行や質疑応答等への対応を行う。

（イ）オンライン（YouTube の限定公開機能を用いた録画配信型）

乙はセミナー動画の撮影・録画及び編集を行ったうえで甲に動画データを納品し、甲がアップロードを行う。

ウ 実施内容

（ア）セミナーのテーマ・講師の決定

（イ）周知・集客活動（チラシデータの作成・印刷・配布、メールでの周知等）

（ウ）対面式セミナーにおける運営・進行、質疑応答等の対応

（エ）録画配信型セミナーにおける動画の撮影・録画、編集、電子データでの納品

（オ）アンケートの実施・集計

エ 実施報告

乙は、各セミナー及び勉強会開催後速やかに、参加者数及び参加企業の状況、アンケート結果等を記載した実施報告を、甲へ提出しなければならない。

なお勉強会について、乙は、具体的な内容や取り上げた事例等をとりまとめ、必要な情報を甲へ提供すること。

6 業務の従事資格等

乙は、本事業の担当者として、ワーク・ライフ・バランス推進のために、企業に対する労働環境整備等に関する知識や経験を有するものを、原則として2名以上配置すること。

7 連絡会の開催

本事業の円滑な実施のため、甲及び乙は、月1回程度、連絡会を開催し、事業の進捗状況について確認をするものとする。乙は、本連絡会において、毎月の事業の進捗状況に関する資料を甲へ提出すること。資料の様式は甲乙協議の上決定すること。

8 実施報告

乙は、履行期間におけるすべての業務完了後、速やかに「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定等業務委託 実績報告書」により、甲に業務完了報告を行うこと。

9 支払い

- (1) 乙は、上記8記載の報告書を提出し、甲の検査完了後、契約代金の請求を行うこと。
- (2) 甲は、上記(1)により乙からの請求を受け、30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- (3) 契約代金は、別表第2の契約金額支払い表（業者選定後に協議により作成）のとおりとし、ヒアリング調査及び専門知識を有する者の助言の項目に関しては、それぞれの実施回数や派遣回数に応じた金額とする。

10 遵守義務

- (1) 本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないよう、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- (2) 乙は、受託者として業務を実施するにあたっては、公益保護に関する特記事項に規定する事項を遵守すること。
- (3) 乙は、受託者として業務を実施するにあたっては、暴力団排除に関する特約条項に規定する事項を遵守すること。
- (4) 本事業の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (5) 乙は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (6) 感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。
- (7) 契約の履行にあたっては新宿区環境マネジメントの取組に協力すること。

1.1 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、以下の要綱及び要領を確認し、その主旨に沿って実施すること。
 - ア 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱
 - イ 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業派遣要領
 - ウ 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰要綱
- (2) 乙は、業務実施にあたって、甲との調整及び連携を十分図ること。
- (3) この仕様書に定めない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

別表第1

- | | |
|----|--|
| 1 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種 |
| 2 | 風俗営業類似の業種 |
| 3 | 興信所・探偵事務所等 |
| 4 | 消費者金融 |
| 5 | 債権取立て、示談引き受けなどをうたつたもの |
| 6 | 占い、運勢判断に関するもの |
| 7 | 政治・宗教団体 |
| 8 | 諸官公庁 |
| 9 | 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者 |
| 10 | 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの |
| 11 | 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者 |
| 12 | 各種法令に違反しているもの |
| 13 | 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの |
| 14 | 男女共同参画の推進及び青少年の健全育成を阻害するもの |
| 15 | その他、公序良俗に反するもの |

別表第2

契約金額支払い表

	項目	数量	見積額		適用
			単価	総額	
1	ヒアリング調査費用 (1回訪問)				認定や表彰に伴う訪問ヒアリング調査及び審査会出席、連絡会の出席に要する費用 専門知識を有する者的人件費及び交通費、諸経費を含む (予定回数 30回)
2	専門知識を有する者の助言費用 (1回訪問／上限 5回)				専門知識を有する者の助言に要する費用 専門知識を有する者的人件費及び交通費、諸経費を含む (予定回数 30回)
3	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、制度の周知				ホームページへの掲載 セミナーやシンポジウムでの紹介 発行媒体での紹介等 新宿区内の企業への直接アプローチ
4	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施 ・セミナー講師謝礼 ・勉強会講師謝礼 ・セミナー動画作成費用 ・人件費(事前調整・当日運営・アンケート集計等)				ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会 計 6回の開催
5	消費税等				(1～4 の総額) × 10%

※上記1及び2の費用に関しては実際の派遣回数に応じて支払うものとする。